



# 中国の輸出規制の最近の動向

**Q** 中国政府が、中国からの輸出に対する規制を強化するというニュースを目にすることがありますが、どのような規制の強化が進められているのでしょうか。

**A** 2020年に輸出管理規制法が制定されて以降、両用（デュアルユース）品目の製品などの輸出の管理・規制の強化が進められています。最近の動きとしては、レアアース管理条例の制定、航空宇宙等に関する特定の品目の追加、ガリウム・ゲルマニウム、ドローン関連製品の規制の追加、黒鉛の規制の調整（強化）などがあります。

## 1 中国の輸出規制の基本的な枠組み

中国の貨物・技術の輸出に関する規制には、大きく、“一般的な輸出管理”と、“国家の安全保障等に関わる輸出管理”の二つの枠組みがあります。

一般的な輸出規制は、輸出入全般についての基本的な法律である「対外貿易法」等に基づくもので、規制の理由としては、環境保全、国際条約の履行、国内の供給の不足、天然資源の保護、輸出先の国の市場容量の有限など、幅広い範囲が想定されています。

他方、国家の安全保障等（兵器の国際的な不拡散等も含まれます）に関わる輸出管理は、「輸出管理規制法」などに基づいています。いわゆる両用（デュアルユース）品目を中心に、軍用品、核関連等の貨物・技術が規制の対象です。「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」等に基づくいわゆるリスト規制で、おおむね、日本の外為法に基づく安全保障貿易管理上の輸出規制に相当する制度と言えます。最近の実務の観点からは、こうした安全保障関連の規制が特に重要となっています。

## 2 レアアース管理条例の制定

最近の動きで注目されるものとして、24年6月29日に制定された「レアアース管理条例」があります（10月1日施行）。本条例では、EV・スマートフォンからミサイル等多くのハイテク製品に不可欠なレアアースを戦略資源として明確に位置づけ、採掘から精錬・分離、金属への加工、流通、輸出入まで含めたサプライチェーン全体の管理などが定められています。

レアアースの輸出については、かつて中国が採った輸出割当制度と輸出関税の賦課が14年にWTOルール違反と判断されてからは、主に（上記の“一般的な輸出規制”の範疇の）輸出許可証制度によって規制さ

れています。なお、本条例では、輸出について詳細に規定せず対外貿易や輸出管理に関する法令の規定の遵守、輸出管理規制（上述した安全保障関連の輸出規制）の対象となる場合はこれを遵守するなどとしています。これは、現在の輸出許可証（および部分的に両用品目輸出許可）による輸出コントロールという枠組みを特に変更するものではないものと思われます。

また、罰則についても、21年1月に公表された本条例のパブコメ稿よりも厳格になるなどとしています。

## 3 航空宇宙、ガスタービン、宇宙服バイザー、高機能繊維等の関連品目の規制追加

24年5月30日に、①航空宇宙構造部品およびエンジンの製造に関する装備およびソフトウェア、技術、②ガスタービンエンジン・ガスタービン製造に関する装備およびソフトウェア、技術、③宇宙服バイザーに関する装備およびソフトウェア、技術、④超高分子量ポリエチレン繊維関連品目、についての輸出規制を実施する公告が公布されました（7月1日から施行）。

これらは、両用品目として、輸出管理規制法の枠組みに基づいて輸出規制（許可取得）の対象となります。

## 4 黒鉛に対する輸出規制の調整

23年10月には、黒鉛（グラファイト）品目についての輸出規制の調整が公表されました。一定の黒鉛関連品目は、輸出管理規制法上の「臨時輸出規制」の対象となっていました。こうした黒鉛製品のうち、①高純度、高強度、高密度の人工黒鉛材料、②天然薄片黒鉛とその製品を含む2項の製品について、正式に輸出管理規制品目としたものです（12月1日施行）。

黒鉛は、EV用リチウムイオン電池の製造に利用さ

森・濱田松本法律事務所  
パートナー弁護士 石本 茂彦

れる材料で、世界生産の8割超を中国が占め、日本は調達の9割を中国からの輸入に頼っているとも言われます。

上記の措置は新たな輸出規制対象の追加ではありませんが、黒鉛関連の輸出のコントロールを中国が重視していることの表れとも言えます。実際、最近の税関の輸出手続関連の違反事例として公表されているものには、黒鉛関連の輸出許可手続違反の事例もいくつか含まれています。

## 5 ガリウム・ゲルマニウム、ドローンの輸出規制

23年8月からはガリウム・ゲルマニウム関連品目についての輸出規制も実施しています。ガリウム・ゲルマニウムの関連品目は、太陽光パネル、LED、EV等の充電設備等に使用する半導体部品の原材料などとして幅広く利用されています。中国は一定のガリウム・ゲルマニウム関連の品目を、軍事転用が可能な両用品目として、輸出管理規制法に基づく輸出規制の対象としました。このほか23年9月から一定のドローン製品等も両用品目として輸出規制の対象とされました。

## 6 最近の動向（規制の部分的拡大、戦略的物資の規制強化等）と見通し

近時、米国を中心に、中国への半導体関連の製品、製造装置や関連技術などの輸出の規制が強化されるなど、製品・技術の輸出の面での対中圧力が高まっています。日本でも、中国を事実上念頭に置いたと言われる半導体製造装置の輸出管理の強化などが進められました。

先で紹介したガリウム・ゲルマニウム関連品目の輸出規制追加や、黒鉛関連の輸出規制強化などについ

て、中国はあくまで国家の安全と利益等を守るための措置と位置づけていますが、これらはサプライチェーンの依存性をてこにした米国などに対する牽制であるとの見方もされています。レアアース管理条例も、戦略資源と明確に位置づけた上でサプライチェーン全体の統制強化が図られていることもあり、やはり精錬などを中国に依存している米国などに対する対抗的な措置であるとも言えます。

輸出管理規制法の施行（20年12月）以降、上でも述べたように輸出規制の対象品目が部分的に拡大されてきています。一方で、輸出管理規制の対象品目が急速、大幅に拡大されたり、あるいは規制が急に厳しくなっているというわけではないとも言えます。

ただ、米国だけでなく日本や欧州なども、国際レジームをベースとする兵器の拡散防止目的中心のいわゆる“伝統的”な安全保障貿易管理の枠組みを超えた、広い意味での経済安全保障的な輸出管理にシフトしつつあるなか、中国においても、中国の国益（中国としての経済安全保障）等の観点から輸出規制の拡大や規制の強化が今後さらに進められる可能性は、（それが米国等に対する事実上の対抗的措置として実施されるかはさておき）十分あると言えます。

## 7 日系企業としての対応

輸出管理規制法の施行以降、公表ベースでも、同法の違反を根拠とする行政処罰の事例は増えてきているようです。今のところ、巨額の行政罰金などが課されたケースは公表されていませんが（ただ、必ずしも公表が十分ではない可能性があります）、特に中国から製品等を輸出している中国現地法人では、例えば日本の本社における輸出管理のコンプライアンス体制・プログラム等も適宜踏まえながら、中国の規制に沿ったコンプライアンス体制を構築する必要があると言えます。